

議案第 5 3 号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 1 5 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第            号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 26 年宇治市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「840 円」を「1, 120 円」に、「1, 680 円」を「2, 240 円」に改め、同条第 2 項中「1, 080 円」を「1, 440 円」に、「2, 160 円」を「2, 880 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例第 10 条の規定により支給された特殊勤務手当は、改正後の条例第 10 条の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

（提案理由）

宇治市職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行うものであります。